

令和7年4月22日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

ウラン濃縮工場に関する報告について

日本原燃（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○ウラン濃縮工場

- ・定期検査結果報告書

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		危機管理局原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子
電話番号	（内線）	6 4 8 7
	（直通）	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監		危機管理局 次長 佐藤 広之

定期検査結果報告書

2025濃運発第9号

令和7年4月22日

青森県 危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
濃縮事業部長
榎 信弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の定期検査の実施結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場 定期検査実施結果

1. 実施期間

令和6年5月21日～令和7年3月25日*1

2. 工程表

年月	令和6年			令和7年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程	—————			

3. 検査結果

検査項目	検査結果
核燃料物質の臨界防止に係る検査	一部インターロック試験*2を除き、核燃料物質の臨界防止に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
閉じ込めの機能に係る検査	閉じ込めの機能に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
火災等による損傷の防止に係る検査	火災等による損傷の防止に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
材料及び構造に係る検査	材料及び構造に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
搬送設備に係る検査	核燃料物質を搬送する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
警報設備等に係る検査*3	一部警報試験*2を除き、警報する設備等に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
放射線管理施設に係る検査	放射線管理施設に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
廃棄施設に係る検査	放射性廃棄物を廃棄する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
非常用電源設備に係る検査	発電設備または無停電電源装置に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
通信連絡設備に係る検査	通信連絡設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。

4. 特記事項

*1 : RE-2Aカスケード(150tSWU/年のうち前半75tSWU/年)について、一部インターロック試験の検査中に検査対象設備に不適合が発生し検査判定が「否」となったことにより、再検査を実施したため、検査の実施期間(終了日)を変更した。

なお、是正処置を講じ、再検査(2025年3月25日)を実施し判定「合格」となった。

○変更箇所

計画(変更前) : 令和6年5月21日～令和7年3月7日

実績(変更後) : 令和6年5月21日～令和7年3月25日

*2 : RE-2Aカスケード(150tSWU/年のうち後半75tSWU/年)について、令和6年度中、濃縮ウランの生産に向けた準備作業中であることから当該カスケードの核燃料物質の臨界防止に係る検査、警報設備等に係る検査は実施していない。

*3 : 令和6年度の定期検査実施計画の警報設備等に係る検査の報告にて、「一部計器(均質・ブレンディング設備の重量計)については、検査前条件の確認において、不適合の有無を確認し不適合状態にあることから、検査不成立とした。」と報告した当該品について、是正処置の実効性を確認後、検査(令和6年12月23日～令和7年1月9日)を実施し判定「合格」となった。